

# 四日市港管理組合公報

第888号

平成23年12月14日

水曜日

---

## 目次

---

### 公 告

○四日市港港湾計画の変更の概要	(整備課) 1
-----------------	---------

---

## 公 告

---

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、四日市港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

平成23年12月14日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英敬

### 1 港湾計画の変更の概要

平成23年4月28日付け四日市港管理組合公報第871号により、その概要を公告した四日市港港湾計画について変更した事項は、次のとおりです。

## (1) 港湾の効率的な運営に関する事項

## 1) 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ船により運送される貨物を取扱う以下の埠頭について、法第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社による運営の事業及びそれと一体となった取組により、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。

ただし、「効率的な運営を特に促進する区域」については、霞ヶ浦地区（北ふ頭）水深14～15m岸壁（W81）の利用を開始する時点で、区域の設定を見直すこととする。

## [効率的な運営を特に促進する区域]

霞ヶ浦地区

(北ふ頭)

水深14m 岸壁 1 バース 延長330m (コンテナ船用) [既設] W80

水深14～15m 岸壁 2 バース 延長680m (コンテナ船用)

[既定計画] W81～W82

埠頭用地58ha (うち15ha既設) [既設・既定計画]

(南ふ頭)

水深12m 岸壁 1 バース 延長250m (コンテナ船用) [既設] W26

水深12m 岸壁 1 バース 延長250m [既設] W27

埠頭用地20ha [既設]

なお、これに伴い、以下の既定計画を削除する。

## 既定計画

## [効率的な運営を特に促進する区域]

霞ヶ浦地区（北ふ頭）

水深14m 岸壁 1 バース 延長330m (コンテナ船用) [既設] W80

水深14～15m 岸壁 2 バース 延長680m (コンテナ船用)

[既定計画] W81～W82

霞ヶ浦地区（南ふ頭）

水深12m 岸壁 1 バース 延長250m（コンテナ船用）〔既設〕 W26

埠頭用地67ha（うち27ha既設）〔既定計画〕

2 港湾計画の縦覧の場所

四日市市霞二丁目 1 番地の 1 四日市港管理組合経営企画部整備課

<p>購 読 料 年間 3,120円 (月額 260円)</p>	<p>平成23年12月14日発行 四日市市霞2丁目1番地の1 (電話 代表 059(366)7006) <b>四 日 市 港 管 理 組 合</b></p>